

2020年3月30日

民法（債権法関係）の改正に伴う Web 口座振替受付サービス利用規定改訂のお知らせ

当行は、民法（債権法）の改正（2020年4月施行）を踏まえ、2020年4月30日から、Web 口座振替受付サービス利用規定を変更いたします。

※改訂後の新规定は、改訂前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

1. 適用開始日

2020年4月30日（木）

2. 具体的な改訂内容

変更前	変更後
<p>第15条（規定の変更等）</p> <p>この規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化や、その他相当の事由があると認められる場合に、当行ホームページへの掲載その他相当の方法にて公表することにより、<u>お客さまに告知いたします。</u></p>	<p>第15条（規定の変更等）</p> <p><u>(1) この規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化や、その他相当の事由があると認められる場合に、当行ホームページへの掲載その他相当の方法にて公表することにより、変更することができるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>
<p>第18条（責任制限）</p> <p>本サービスの利用に伴いお客さまに生じた損害についての当行の責任は、当行の故意または重過失による場合で、<u>かつ</u>直接の通常損害の範囲に限られます。</p>	<p>第18条（責任制限）</p> <p>本サービスの利用に伴いお客さまに生じた損害についての当行の責任は、<u>当該損害が</u>当行の故意または重過失による場合<u>を除き</u>、直接の通常損害の範囲に限られます。</p>

3. 規定全文

「Web 口座振受付サービス」利用規定
(2020年4月30日現在)

Web 口座振受付サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用者（以下「お客さま」といいます。）は、本サービス規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

第1条（サービス内容）

本サービスは、お客さまが、当行所定の収納機関に対する諸料金等の支払いに関して、お客さまの

指定する口座（以下「対象口座」といいます。）を対象として、パーソナルコンピュータ・携帯電話その他の端末機（以下「端末機」といいます。）から、インターネットを通じて当行所定の口座振替契約に基づく預金口座振替契約の締結を申し込むことができるサービスをいいます。

第2条（利用対象者）

本サービスの利用は個人に限るものとし、法人は対象外とします。

第3条（対象口座）

お客さまが本サービスの引落口座として指定可能な口座は、キャッシュカード発行済の当行所定の普通預金口座に限ります。

第4条（使用可能端末機）

お客さまが本サービスを利用するために使用することができる端末機は、別途定める仕様を満たすパーソナルコンピュータおよび携帯電話（スマートフォンを含みます。）とします。

第5条（サービス利用可能時間）

お客さまの本サービスの利用可能時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間については事前の通知なく変更することがあります。

第6条（預金口座振替契約の締結手続(本人確認手続)

お客さまが端末機による預金口座振替契約締結の申し込みを行う場合は、当行宛てに対象口座の口座保有店の支店番号、口座番号およびキャッシュカード暗証番号等（以下「所定事項」といいます。）を当行所定の方法により正確に伝達するものとします。

お客さまが当行宛てに伝達した所定事項が、当行に登録されている所定事項と各々一致した場合には、当行は、お客さまからの預金口座振替契約締結の申し込みがあったものとみなし、預金口座振替契約の締結手続を行います。

第7条（サービス利用停止）

お客さまが、前条に定める所定事項を当行所定の回数以上連続して入力された場合、当行は、お客さまに対する本サービスの提供を取りやめ、同日のサービス利用を停止するものとします。

第8条（預金口座振替契約の締結）

（1）申込方法

お客さまは、第6条に定める預金口座振替契約締結に必要な所定事項を、当行所定の方法により正確に伝達することにより申し込むものとします。

（2）申し込みの承諾

当行がお客さまの申し込みを受け付けた場合、端末機に入力内容確認の画面を表示します。お客さまはその内容を確認のうえ、正しい場合には、口座振替申込ボタンを押下し、当行に通知するものと

します。

申込内容の確認、通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合は、申し込みが確定したものとし、お客さまと当行との間で預金口座振替契約が締結されたものとします。この場合、当行はお客さまに対し、承諾の通知を行うものとします。

当該承諾通知が回線障害等の理由で届かない場合には、お客さまは当行に照会するものとし、照会がなかったことによってお客さまに生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

また、申し込みの確定後に、申込内容の取消・変更はできないものとします。

(3) 申し込みの不成立

以下の場合、お客さまからの申し込みはなかったものとして取り扱います。この場合、当行はお客さまに対して申し込みが不成立となった旨を通知しませんので、お客さま自身で成否を確認するものとします。

- ①キャッシュカードの紛失・盗難等の届け出があり、それに基づき当行が所定の手続きをとったとき
- ②差押等のやむを得ない事情があり、当行が本サービスの取り扱いを不相当と認めたとき
- ③災害・事変、裁判所当公的機関の措置等のやむを得ない事由があったと当行が判断したとき
- ④当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機器または回線等に障害が生じたとき

第9条（収納機関への情報通知）

(1) 申し込みの確定および不成立

申し込みの確定または不成立に関し、当行は収納機関に対して当該情報を通知するものとします。

また、申し込みが確定し、預金口座振替契約が成立した場合、当行はお客さまの当該収納機関に対する預金口座振替申し込みに関する情報を契約者に代わって当該収納機関に送付するものとします。

当行が当該収納機関に前記の送信および送付を行うことにつき、お客さまはあらかじめ同意するものとします。

(2) 本人確認情報

申し込みの確定に関し、当行は収納機関に対し、お客さまが当行の普通預金口座を開設した際に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。

第10条（預金口座振替の開始時期）

収納機関による振替の開始時期は、各収納機関の手続完了後とします。

第11条（免責事項）

(1) 本人確認

第6条により本人確認手続を経た後、預金口座振替契約の申し込みがあった場合は、当行はお客さまを本人とみなし、端末・暗証番号等について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

(2) 通信手段の障害等

以下の場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

①通信機器、回線等の障害により、取り扱いが不能となったとき。

②当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に誤謬・遅延欠落等が生じたとき。

(3) 通信経路における情報漏えい等

公衆回線・専用電話回線・インターネット等の通信経路において、盗聴・不正アクセス等がなされたことにより、お客さまの暗証番号やその他情報等が漏えいした場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第 12 条（届出事項の変更等）

お客さまの氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、お客さまは直ちに当行所定の書面により対象口座宛てに届け出るものとします。この届け出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

第 13 条（通知等の連絡先）

当行は、お客さまに対し、申込内容について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、お客さまが予め当行に届け出た住所、電話番号等を連絡先とします。当行が本連絡先に宛てて通知・照会・確認を発信・発送し、または書類を発信した場合には、前条の届け出を怠る等、お客さまの責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。当行の責めによらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

第 14 条（規定等の準用）

本サービス規定に定めのない事項については、対象口座にかかる各種規定およびキャッシュカード規定等により取り扱います。

第 15 条（規定の変更等）

(1) この規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化や、その他相当の事由があると認められる場合に、当行ホームページへの掲載その他相当の方法にて公表することにより、変更することができるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします

第 16 条（個人情報取り扱い）

当行は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に基づき、「個人情報保護宣言（個人情報の適切な保護と利用に関する取組み方針）」のとおり、お客さまの個人情報を適切に取り扱います。

第 17 条（個人情報第三者提供の同意）

お客さまは、本サービス規定に基づく申し込みおよび取引にかかる氏名、口座番号等の情報が、当行から収納機関に提供されることに同意します。

第 18 条（責任制限）

本サービスの利用に伴いお客さまに生じた損害についての当行の責任は、当該損害が当行の故意または重過失による場合を除き、直接の通常損害の範囲に限られます。

第 19 条（準拠法・管轄）

本サービス規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関し訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上